

鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱（平成27年3月31日告示第81号）

最終改正:令和3年3月3日告示第31号

改正内容:令和3年3月3日告示第31号 [令和3年4月1日]

○鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱

平成27年3月31日告示第81号

改正

令和3年3月3日告示第31号

鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅で認知症、寝たきり等の症状により常時失禁状態にあり、紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド等の介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を使用している者に対し紙おむつ等を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者及びその家族の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し在宅で生活する者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、他の制度で同様の給付を受けることができる者については、この限りでない。

（1） 常時おむつ等を使用している者で、次のいずれかに該当するもの

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち、同法第19条第1項に規定する要介護認定の要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに該当する者

イ アに掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

（2） 当該年度（次条第1項の規定による申請をした日の属する月が4月から6月までの間である場合にあっては、当該年度の前年度）の市民税が非課税である者

（利用の申請）

第3条 事業を利用しようとする者は、紙おむつ等支給事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をすることのできる者は、紙おむつ等支給事業の対象となる者又はその家族とする。

3 前項の申請は、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは地域包括支援センター長（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は同法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの長をいう。）を経由して行うことができる。

（利用の決定等）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときにあっては紙おむつ等支給事業利用決定通知書（第2号様式）により、必要がないと決定したときにあっては紙おむつ等支給事業利用申請却下決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支給及び内容）

第5条 紙おむつ等の支給の開始は、前条第1項に規定する決定（以下「利用決定」という。）のあった日の属する月の翌月の初日からとする。

2 市長は、予算の範囲内において、紙おむつ等を支給する量を決定するものとする。

（支給方法等）

第6条 市は、事業について適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

2 紙おむつ等の支給は、利用決定を受けた者に受託者が作成するカタログを示し、当該利用決定を受けた者が希望する種類の紙おむつ等を居宅へ配達することにより行うものとする。

3 市長は、前項の規定による配達の方法等に関する希望調査を受託者に依頼して行うことができる。

（利用開始後の届出等）

第7条 利用決定を受けた者及びその家族は、利用決定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、速やかに市長に届けなければならない。

（1） 次に掲げる場合で、利用決定を受けた者が在宅で生活しなくなったとき。

ア 疾病等により医療機関に入院したとき。

イ 介護保険法第8条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設又は同条第26項に規定する介護老人療養型医療施設に入所したとき。

ウ グループホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住

宅に入所したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、居宅以外の場所で生活することとなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 転居し、又は転出したとき。

(4) 紙おむつ等を使用しなくなったとき。

(5) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は利用決定を受けた者が同項各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の廃止又は停止を決定し、紙おむつ等支給事業利用廃止（停止）決定通知書（第4号様式）により当該利用決定を受けた者に通知するものとする。

（利用状況の把握）

第8条 市長は、紙おむつ等支給事業の利用状況を把握するため、受託者に利用の状況の報告を求め、その状況を台帳に記載し、整備するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による申請、第4条の規定による利用の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においてもこの告示の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

第 1 号様式（第 3 条関係）

紙おむつ等支給事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

利用者との続柄 電話番号 —

次のとおり紙おむつ等支給事業を利用したいので、鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱第3条の規定により申請します。

フリガナ		男 女	生年月日 (歳)	
利用者氏名			年 月 日	
利用者住所	鈴鹿市		電話 —	
介護保険被保険者番号				
介護保険認定結果	要介護 3 4 5			
紙おむつ等の使用状況	使用あり 使用なし			
利用するカタログ	1 2 3			

宅配先 (必須)	フリガナ		男 女	生年月日 (歳)	
	氏名			年 月 日	
	住所	鈴鹿市			
	電話	() —			
備考					

上記の利用者が在宅で介護を受け、紙おむつ等を使用していることを確認しました。

年 月 日

事業所等 事業所名

確認者氏名

電話番号

備考 地域包括支援センター又はケアマネージャー（居宅介護支援事業所）を通じ、事業所等において上記の事項について確認後、提出してください。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

紙おむつ等支給事業利用開始決定通知書

年 月 日付けで申請のありました紙おむつ等支給事業の利用については、次のとおり開始することを決定しましたので、鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

利用者	氏名	
	住所	鈴鹿市
決定内容		

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

紙おむつ等支給事業利用申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました紙おむつ等支給事業の利用については、次のとおり却下とすることを決定しましたので、鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱第4条第2項の規定により、通知します。

利用者	氏名	
	住所	鈴鹿市
決定内容		

却下の理由	
-------	--

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

紙おむつ等支給事業利用廃止（停止）決定通知書

年 月 日付け鈴 第 号で決定しました紙おむつ等支給事業の利用については、次のとおり廃止（停止）することを決定しましたので、鈴鹿市紙おむつ等支給事業実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

利用者	氏名	
	住所	鈴鹿市
決定内容		
廃止（停止）の理由		